

よくあるご質問・回答

Q1 「支給案内通知書」が送られてくるのはどのような世帯ですか。

- A 下記①～③をすべて満たすと思われる世帯へ送付しています。
- ①令和6年12月13日に佐世保市に住民登録がある世帯
 - ②世帯全員の令和6年度住民税が非課税である世帯
 - ③本市から過去の7万円または10万円の給付金（※1）を「世帯主の口座」で受給し、本市があらかじめ「世帯主の口座」を把握できている世帯
- （※1）令和5年度住民税非課税世帯臨時給付金
令和6年度佐世保市新たな住民税非課税世帯等臨時給付金

Q2 「確認書」が送られてくるのはどのような世帯ですか。

- A 下記①～③をすべて満たすと思われる世帯へ送付しています。
- ①令和6年12月13日に佐世保市に住民登録がある世帯
 - ②世帯全員の令和6年度住民税が非課税である世帯
 - ③過去の給付金の実績により「世帯主の口座」を把握できていない世帯

Q3 支給案内通知書・確認書が送られてきた場合は、必ず給付金を受給できますか。

- A 以下の支給要件をすべて満たしていれば受給できます。
- 令和6年12月13日に佐世保市に住民登録がある世帯の世帯主であること
 - 世帯全員の令和6年度住民税が非課税であること
 - 世帯の中に住民税が課税となる所得があるのに未申告である者がいないこと
 - 世帯の全員が、令和6年度住民税が課税されている親族等から扶養されていないこと
- ※こども加算を受給する場合は併せて以下の要件も満たす必要があります。
- 18歳以下の児童（平成18年4月2日生まれ以降の児童）を扶養していること

Q4 世帯の全員が、令和6年度住民税が課税されている親族等から扶養されていないこととあるが具体的にどのようなケースですか。

- A この扶養とは、税法上の扶養であり、社会保険上の扶養ではありません。
- 以下のような世帯が該当します。
- 別居している親（課税者）に扶養されている一人暮らしの学生（非課税者）の世帯
 - 子（課税者）に扶養されている高齢の親（非課税者）の世帯
 - 単身赴任している夫（課税者）に扶養されている妻子（非課税者）のみの世帯

Q5 自分が令和6年度住民税が非課税かを確認したいです。

令和6年度住民税の課税状況については以下の方法でご確認ください。

①住民税納税通知書

住民税が課税されている場合に送付されます。

住民税が課税されていない場合は送付されません。

②佐世保市役所市民税課窓口

お電話での確認はできません。本人確認書類持参の上、窓口でお尋ねください。

なお、回答できる課税情報は、窓口に来庁されたご本人分のみになります。

Q6 令和6年度住民税は、いつの収入により算定されるのでしょうか。

A 令和5年1月1日から令和5年12月31日の収入により算定されます。

Q7 生活保護世帯ですが、受給できますか。

A 支給要件を満たす場合は対象になります。また、給付金は生活保護上の収入として認定されません。

Q8 給付金を申請してから、どれくらいで支給されますか。

A 申請を受理してから4週間前後でお振込みとなります。

※書類に不備があった場合、不備が解消してから処理を行うため上記より遅くなります。

Q9 振込が完了したことの案内はありますか。

A ●支給案内通知書が送られてきた世帯には、振込完了の通知は発送いたしません。

ご自身で通帳記入等を行い、入金を確認してください。

【通帳印字】サセボブッカコウトウ

●確認書が送られてきた世帯には、振込完了後に振込済通知書を発送します。

Q10 修正申告により世帯全員の令和6年度住民税が非課税となりました。対象になりますか。

A 令和7年2月以降に、令和6年度住民税（令和5年1月～令和5年12月分の収入に係る住民税）の修正申告により世帯全員の令和6年度住民税が非課税となった場合、本給付金の対象となることが考えられます。詳しくはコールセンターへお問い合わせください。

Q11 離婚しました。対象になりますか。

A 以下の方については、元配偶者による扶養の状況にかかわらず、申請時点で世帯全員が令和6年度住民税非課税である場合には、本給付金の支給対象となることが考えられます。詳しくはコールセンターへお問い合わせください。

●基準日（令和6年12月13日）までに離婚された方

●基準日時点で離婚協議中であった方

●基準日（令和6年12月13日）後にこども連れで離婚された方